

このリリースに関する連絡先:

三島祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー、福島県・相馬港における天然ガス火力発電事業の開発及びプロジェクトファイナンスによる資金調達において法的アドバイスを提供

【東京発 2017 年 4 月 25 日】ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、福島県・相馬港（福島県相馬郡新地町）における天然ガス火力発電事業（以下「本事業」）の開発と、本事業を推進するためのプロジェクトファイナンスによる資金調達において、事業主体となる福島ガス発電株式会社（以下「FGP」）、並びに FGP に出資する事業パートナーである石油資源開発株式会社（以下「JAPEX」）、三井物産株式会社、大阪ガス株式会社、三菱ガス化学株式会社及び北海道電力株式会社の各社に対して法的アドバイスを提供しました。

本事業においては、コンバインドサイクル方式発電設備 2 基（発電規模は合計で 118 万キロワット）を擁する「福島天然ガス発電所」が建設される他、発電所に隣接して建設中の JAPEX 相馬 LNG 基地内に LNG 貯蔵タンク 1 基及び LNG 気化装置が増設されます。また、プロジェクトファイナンスによるシンジケートローンは株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京 UFJ 銀行をリードアレンジャーとして組成され、調達金額は約 1,400 億円となります。

本事業は、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（2014 年 6 月閣議決定）に盛り込まれた「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」において、「新たなエネルギーの創出（環境負荷の低いエネルギーの導入）」プロジェクトのひとつに位置付けられており、福島県浜通り地域の産業基盤の復興などへも貢献していくものです。

ベーカーマッケンジーでは、東京事務所の銀行・金融プラクティス・グループの代表である江口直明と小林努をリード・パートナーとし、アソシエイトの渡邊大貴、関口毅人、和田卓也、北村裕幸、熊野完及び小林正佳が本件に携わりました。

本件について江口直明弁護士は、「福島県の復興に大きな意義のある本事業において、クライアント各社をサポートすることができ大変光栄に思います。私たちは、今後もこのような社会的意義のある事業分野において、お客様に価値ある法的アドバイスをご提供できるよう、全力で取り組んで参ります」と述べています。

- 以上 -

本件における責任者



江口 直明
銀行・金融グループ代表パートナー
03 6271 9441
naoaki.eguchi@bakermckenzie.com

東京事務所の銀行・金融プラクティス・グループのリーダーであり、ベーカー・マッケンジー・アジア地域の銀行・金融プラクティス・グループの運営委員会のメンバー。太陽光、風力、バイオマス、地熱、小水力発電のプロジェクトファイナンスやファイナンスリースの取扱量は100件超、1,750MW超となっている。東京事務所の銀行・金融グループは、2017年の *Chambers Asia-Pacific* と *The Legal 500 Asia Pacific* において、「Banking & Finance: International」部門で Band 1 に選出された。



小林 努
銀行・金融グループ パートナー
03 6271 9521
tsutomu.kobayashi@bakermckenzie.com

東京事務所の銀行・金融グループに所属。弁護士登録以来一貫して、プロジェクト・ファイナンス、買収ファイナンス等のストラクチャード・ファイナンス案件、その他金融法務全般を中心に従事。2010年から1年間、ベーカー・マッケンジーのロンドン事務所及び株式会社三井住友銀行の英国現地法人に出向し、エネルギー関連のプロジェクト・ファイナンス等に携わる。

ベーカー・マッケンジーについて

ベーカー・マッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー・マッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー・マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。